

周防大島町消防団（新体制）

9月30日をもって東弘志団長が退任され、10月1日付で藤井俊司久賀支部団長が周防大島町消防団長に就任されました。

また、これに伴い山田修橘支部副団長が橘支部団長に就任されました。



藤井 俊司
周防大島町消防団長

12月の柳井健康福祉センター定例保健事業

相談内容	実施日	時間
骨髄ドナー登録	12月2日(火)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査		10:00～10:30
風しん抗体検査		10:30～11:00
HIV抗体検査		13:30～17:30

※無料、要予約（前日までに電話予約）

☎柳井健康福祉センター ☎0820-22-3631

令和7年度周防大島町二十歳の集い

日時 令和8年1月4日(日)
午前11時～（受付：10時30分～）

会場 橘総合センター
（周防大島町西安下庄 445-2）

対象者

平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、町内に住民票のある人、または町内の中学校を卒業された人が対象となります。対象となる人には、案内状を送付しますので、忘れずに返信用はがきにて出欠をお知らせください。案内状が11月末までに届かない場合はご連絡ください。

なお、対象でない人（町内中学校を卒業されていない人など）で出席をご希望の人はお問い合わせください。

注意事項

今後の感染症等の状況によっては、開催の中止を含め内容を変更する場合があります。これらの場合はホームページ等でお知らせしますので二十歳の集い当日まで随時ご確認をお願いいたします。また、内容変更等に伴う振袖・着付けのキャンセル料などの補償は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

☎教育委員会 社会教育課 ☎0820-78-2205

公平性を確保するために 介護保険料の滞納整理を強化しています

介護保険料について

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度です。介護保険に必要な財源は国県町が半分を負担し、残りの半分は介護保険加入者が保険料として負担していただくこととなります。

介護保険料を滞納していると期間に応じて次のような措置がとられます

(1) 1年以上滞納した場合

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付が支払われる形となります。

(2) 1年6カ月以上滞納した場合

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納が続くと、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。

(3) 2年以上滞納した場合

滞納した期間に応じて、介護認定を受けた後に利用者負担が3割（はじめから3割の人は4割）に引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

また、督促状や催告書の送付後も納付がない場合は、期限内納付者との公平性を保つために、財産調査を行い、差し押え等の滞納処分を行います。

なお、災害など特別な事情で介護保険料を納付することが難しい場合は、保険料の減免などを受けられる場合もありますので、ご相談ください。

問い合わせ

介護保険課 介護保険班
☎0820(73) 5503
税務課 徴収対策班
☎0820(74) 1008